

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

要 請 書

平成 27 年 4 月 9 日

郡山市議会 議長 高橋 隆夫

東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害は、本市に甚大な被害を及ぼし、廃炉や放射性廃棄物の最終処分など、いまだ収束の目途が立たない中、多くの市民が、放射能への不安や精神的苦痛のなかでの生活を余儀なくされている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、平成 23 年 12 月に「郡山市ふるさと再生除染実施計画」を策定し、一般住宅の除染をはじめ、公共施設や道路の除染に取り組んでいるとともに、産業の復興や風評被害の払しょくに向け、様々な施策を積極的に推進している。

特に、原子力災害により被災者が受けた被害は、直接的な損失のみならず、風評被害や日常生活上の精神的苦痛などの間接的なものにも及んでおり、その影響は広域かつ多岐にわたるものであることから、被災者一人ひとりの立場に立ち、きめ細やかな対応が求められている。

本市議会においては、今後も市民生活の再建や地域経済の復興を最優先に審議し、全市を挙げた取組みを推進していくが、当該事故の原因者である東京電力株式会社が、被害者の視点に立ち、最後まで責任を果たしていくべきであるとの結論に至った。

よって、東京電力株式会社においては、次の事項について実現されるよう強く要請する。

1 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた確実な取組みと情報発信について

福島第一原子力発電所は、平成 23 年 12 月に冷温停止状態の安定宣言がなされ、現在、中長期ロードマップにより廃炉に向けた各種作業が進められているが、放射性物質飛散や汚染水問題などの報道のたびに市民は不安を抱いて生活している。

今後、廃炉作業に向けては、国と一体で早期収束を図り、確実かつ迅速に取り組むよう万全を期すとともに、作業の進捗や情報の適時適切な発信など丁寧な説明に努めること。

2 福島県内原子力発電所の全基廃炉について

福島県議会及び県内全市町村議会において、県内全原子力発電所の廃炉に向けた決議や意見書が可決されている状況を深く認識するとともに、県民の総意を真摯に受け止め、全基廃炉について、国の判断に頼ることなく、早期に表明すること。

3 原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介案の尊重について

原子力損害賠償紛争審査会の指針は、最小限の損害賠償の基準であることを深く認識するとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介案を尊重すること。

4 損害賠償請求手続きに関する誠意ある対応と請求手続きの簡素化について

損害賠償審査時には、相談窓口である現場の意見を尊重するなど、請求者側の視点に立ち、全ての市民と真摯に向き合い、誠意ある対応に努めること。

また、損害賠償請求に関する書類は、東京電力株式会社の書式にあてはめることなく、請求手続きの簡素化を図るなど、請求者側に寄り添った親身かつ迅速な対応に努めること。

5 営業損害賠償の継続について

先般、国と東京電力株式会社から、避難区域における営業損害賠償を平成**28**年2月で打ち切るとの方針案が示された。

自主的避難区域等対象区域に存する本市において、多くの商工業者は、新たな顧客開拓や商圈拡大、業種転換、新サービス提供などの経営改善を行い、懸命な努力を続けているものの、原発事故に起因する著しい経営悪化は重大な支障をもたらしており、自助努力のみでは到底対応しきれない状態である。

よって、原発事故前の状態に戻るまで、営業損害賠償を継続すること。

6 本市の損害賠償請求に対する迅速な対応について

本市の原子力災害に対する損害賠償請求については、平成**25**年度分までとして、約**71**億8千万円を請求しているが、一部のみの支払いに留まっている。

地方財政が厳しい折、原子力災害からの復興に向けた取組みの貴重な財源であるため、国の指示に関わらず原発事故と因果関係が明らかなものについては、迅速かつ適正な賠償に努めること。

7 自主除染に対する確実な損害賠償の実施について

個人や事業主が自主的に行った全ての除染費用について、実態に見合った十分な賠償を最後まで確実に行うとともに、未請求者への周知等を適切に行うこと。

8 自主的避難区域における精神的損害賠償の継続について

本市を含む自主的避難区域等対象区域における精神的損害については、個別具体的な事情による損害賠償はもとより、原子力災害に起因する損害として、一律的な賠償を継続すること。

9 風評被害払しょくに向けた取組みの強化について

東京電力株式会社においては、風評被害払しょくに向け様々な取組みを行っているが、依然として福島県産農畜産物に対する風評は根強いことから、関連企業を含め更なる取組みを強化すること。

10 作業員の健康管理及び労働安全基準の徹底について

福島第一原子力発電所の廃炉作業は、東京電力株式会社はもとより、関連企業の社員など、多くの人員が危険な作業に従事している。

廃炉作業が終結するまでには、多くの時間と労力を要することから、作業員の健康管理の徹底に努めるとともに、傷病者発生時には速やかな応急措置ができるよう、万全の体制を整えること。

また、作業員に労働安全基準を遵守させるとともに、徹底すること。

11 福島県民健康管理基金への拠出継続について

18歳以下の医療費無料化事業や県民健康調査の原資となっている「福島県民健康管理基金」に対し、この財源対策として継続して拠出を行うこと。

12 中通り地方における産業復興への取組みについて

東京電力株式会社においては、現在、三菱グループと共同で常磐共同火力勿来発電所にIGCC（石炭ガス複合発電）を利用した火力発電所の増設計画を示し、数千人規模の雇用を創出する計画を発表している。

本市には、再生可能エネルギーに関する最先端の研究を行っている「独立行政法人産業技術総合研究所・福島再生可能エネルギー研究所」が開所されていることから、浜通り地方の産業復興はもとより、再生可能エネルギーに関し、本市を中心とした中通り地方への新たな産業復興の取組みについて検討すること。

13 J ヴィレッジ復興に対する支援について

県や地元自治体及び関係機関で構成する「J ヴィレッジ復興プロジェクト委員会」は、一部施設の前倒し再開も含め、**2019**年4月には全面再開を表明している。

また、公益財団法人日本サッカー協会は、J ヴィレッジを**2020**年東京五輪サッカー日本代表の強化拠点施設に位置づけ、早急に復旧するよう県に求めている。

については、施設再開は、本県に対する風評を払しょくし、復興を全世界に発信する絶好の機会であることから、できる限りの支援を行うこと。